

真庭市立八束小学校 いじめ防止基本方針		令和7年4月 策定
いじめに関する現状と課題		・令和6年度に認知したいじめの主な原因として、友だちに対して自分の思いを通そうとした言動や相手の立場を考えた言動が不足したことから起こるトラブルであった。落ち着いた学級・学校づくりに努め、令和2年度から継続して、「いいところ見つけ」にも力を入れている。その取り組みにより、自己肯定感が上昇している。学校外においては、インターネットに接続できる携帯ゲーム機の使用、SNS等の利用も学年に関わらずあるため、依然として、それらのトラブルが懸念される。今年度も各教科・道徳科等を通して友達との人間関係の大切さや情報モラル等について指導を継続する。学校全体としていじめ防止に向けて取り組んでいくためには、いじめ対策組織の確立、いじめ対策に向けての連携の強化、児童の実態把握、適切な対処のための職員研修の充実等の必要がある。学校全体で、未然防止に向けて、発達支持的生徒指導に努めていきたい。
いじめ問題への対策の基本的な考え方		・学校全体の取組を推進するため、人権・生徒指導委員会を年2回設け、取組や状況を確認し、いじめの早期発見や対応を行う。 ・いじめ対策委員会の構成員には学校内はもちろん、必要に応じて青少年相談員や主任児童委員・SC・SSW等の参加も要請し、様々な視点から意見を出し合い、よりよい指導方針を検討する場とする。 ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設け、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ・いじめの早期発見のために年2回の集団アセスメント(Q-U)、定期的なアンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有することで児童への指導に役立てる。 <重点となる取組> ・いじめの早期発見に向けた校内指導体制の確立や学習集団づくりについての職員研修を定期的実施する。 ・児童会主体の「なかよし集会」や「人権集会」、日常の「いいところみつけ」の取組を行い、いじめを許さず、人を大切にする意識の高揚を図る。 ・児童の実態把握に向けた集団アセスメント(Q-U)の実施、終礼での情報交換を継続し、全職員での共通理解を図る。
保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<連携の内容> ・いじめ防止基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会等を活用したいじめ問題についての情報提供の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・青少年相談員や主任児童委員等の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題やネット機器の正しい使い方等についての情報をPTA対象に公開する。 ・学校だよりやコードモンの資料室にいじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口の紹介を掲載し、活用を促す。	いじめ対策委員会 <対策委員会の役割> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正、相談窓口、いじめ事案への対応 <対策委員会の開催時期> ・必要に応じて適宜開催 <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は緊急の朝礼、終礼等で伝達。 <構成メンバー> ・校外 青少年相談員・主任児童委員・PTA会長・SC・SSW・警察・学校運営協議会委員等(必要に応じて) ・校内 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭 等 全 教 職 員	<連携機関名> ・真庭市教育委員会 青少年専任相談員 <連携の内容> ・保護者支援のための専門スタッフの派遣 <学校側の窓口> ・教頭 <連携機関名> ・真庭警察署 <連携の内容> ・非行防止教室の実施(必要に応じて)、情報交換 <学校側の窓口> ・教頭
学 校 が 実 施 す る 取 組		
① いじめの防止	(職員研修) ・教職員の指導力向上のための研修として、関係機関から講師を招聘し、児童のネット利用時の留意点等についての研修会を行う。 ・いじめの防止・早期発見に向けた組織の立ち上げと、その活動内容の共通理解のための研修会を行う。また、同時に互いに認め合い、学び合う学習集団づくりについての研修を深める。 (居場所づくり) ・互いに認め合い、学び合う学習集団づくりを心掛け、一人一人が活躍し、充実感を感じられる場を設ける。 (児童会活動) ・いじめについて考える週間に合わせて「なかよし集会」、人権週間に合わせて「人権集会」を企画・実行し、いじめ防止に向けた児童の主体的な取組を進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報を適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、学年の実態に応じて行う。	
② 早期発見	(実態把握) ・児童の実態把握のための集団アセスメント(Q-U)を年2回(6月・11月)行い、分析した結果を全職員で共通理解することで、児童の生活実態を把握するとともに、いじめの早期発見を図る。 ・児童全員に定期的にアンケートを実施する。 ・ICTを活用し、毎日の健康観察において子どもの心身の健康状態を把握する。 (相談体制の確立) ・児童との人間関係づくりを心掛け、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできる相談体制を確立する。 (情報共有) ・児童の気になる行動について、終礼時に情報交換し、情報を共有する機会を設ける。	
③ いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・いじめを受けているという事実が分かり、その可能性が明らかになった時には、速やかにいじめの有無の確認をする。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を適宜開催する。 (いじめられた児童への支援) ・いじめがあったと確認された際には、いじめられた児童を守ることを最優先し、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを伝えることをはじめとし、毅然とした態度で対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係等、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。	